

令和5年度

「人権週間」における人権啓発活動

岐阜人権擁護委員協議会 各務原地区部会

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

各務原地区部会においても、「人権週間」に呼応し、市内各所で啓発活動を行いました。イベント会場における人権啓発活動とは違って、役所等へ用事がある来庁者への啓発活動でしたので、声掛けする対象者は少なかったですが、啓発物品を渡しながら、困ったときの相談窓口の紹介チラシを配布することができました。



◇期日：令和5年12月4日（月） 10：00～11：00

◇会場：各務原市役所本庁舎

尾崎市民サービスセンター

稲羽市民サービスセンター

鶯沼市民サービスセンター

みどり坂市民サービスセンター

蘇原市民サービスセンター

川島市民サービスセンター

計7か所

人権啓発キャッチコピー

「誰か」のこと じゃない。



人権週間

12月4日～10日



← 市役所



川島市民サービスセンター →



尾崎市民サービスセンター ↑